

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第一号

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

本県は、これまで広島県防災対策基本条例を制定し、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、計画的な防災施設の整備及び防災意識の醸成等による防災対策を推進してきた。

災害による被害をより一層軽減するためには、県が防災・減災対策をこれまで以上に強力に推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるように、自助、共助、公助が相互に連携し、一体となつて取り組む必要がある。

そのため、「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となつて広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。

（目的）

第一条 この条例は、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（以下「県民総ぐるみ運動」という。）を開くことにより、減災の推進を図り、もつて災害に強い広島県の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 広島県防災対策基本条例（平成二十一年広島県条例第一号）第一条第一号に規定する灾害をいう。
- 二 防災 広島県防災対策基本条例第二条第二号に規定する防災をいう。
- 三 減災 災害時の被害をできる限り軽減することをいう。
- 四 自主防災組織等 広島県防災対策基本条例第二条第四号に規定する自主防災組織その他の地域における活動を行う者の集まりをいう。

（基本方針）

第三条 県民総ぐるみ運動は、県民及び自主防災組織等が次に掲げる行動目標を実現することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、広島県防災対策基本条例及びこの条例の趣旨を踏まえて取り組むとともに、相互に連携し、及び一体的に推進するものとする。

一 次に掲げる災害から命を守るための行動目標

イ 地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知ること。

ロ 災害発生の危険性を察知すること。

ハ 自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとること。

二 次に掲げる平常時から災害に備えるための行動目標

イ 災害及び防災について学ぶこと。

ロ 非常持ち出し品等の準備及び地域における人のつながりを強めることにより災害に備えること。

（県民の役割）

第四条 県民は、基本方針にのつとり、前条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

（自主防災組織等の役割）

第五条 自主防災組織等は、基本方針にのつとり、第三条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本方針にのつとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

（市町の役割）

第七条 市町は、基本方針にのつとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

（県の責務）

第八条 県は、基本方針にのつとり、県民及び自主防災組織等が第三条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進するものとする。

2 県は、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県

民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進するものとする。

(地域において想定される災害の危険性等を知る取組)

第九条 第三条第一号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、あらかじめ、次に掲げる情報を収集することにより、地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動を知るよう努めるものとする。

- 一 日常生活を営む地域における災害想定区域及び想定される被害等に関する情報
- 二 災害の種類に応じた避難場所、避難経路及び避難等の行動等並びに気象等に関する情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、及び多様な手段を講じることにより、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる情報の意味及び収集の方法について知ることができるようになるとともに、当該情報の意味が理解されるよう努めるものとする。

(災害発生の危険性を察知する取組)

第十条 第三条第一号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、次に掲げる情報を速やかに収集することにより、災害発生の危険性を察知するよう努めるものとする。

一 雨量、河川の水位、注意報及び警報、土砂災害警戒情報等の情報

二 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が災害発生の切迫性を確認することができるよう、前項に掲げる情報を迅速かつ確実に伝達するよう努めるものとする。

(自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとる取組)

第十二条 第三条第一号ハに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、第九条第一項及び前条第一項に掲げる情報に基づき自ら判断して、災害の種類に応じた避難等の行動及び地域の住民が互いに助け合う行動その他の災害の種類に応じた適切な行動をとるよう努めるものとする。

(災害及び防災について学ぶ取組)

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する災害の種類に応じた適切な行動をとる上で必要となる知識及び避難等の行動等を習得するため、防災に関する研修及び訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害及び防災について学ぶ取組)

第十二条 第三条第二号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、防災に関する研修及び訓練等へ参加し、地域において想定される災害の危険性及び灾害

発生の危険性を察知する方法並びに災害の種類に応じた適切な行動等について、平常時から学ぶよう努めるものとする。

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する地域において想定される災害の危険性等の知識を習得することができるよう、分かりやすい防災に関する研修の実施に努めるとともに、実践的な行動力を習得することができるような防災に関する訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害に備える取組)

第十三条 第三条第二号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、平常時から次に掲げる取組を行うとともに、地域における人のつながりを強めることにより、災害に備えるよう努めるものとする。

一 建物の耐震化、家具の転倒防止対策等の実施

二 懐中電灯その他の避難時に持ち出す非常持ち出し品等の準備

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる取組を行うことができるよう、広報活動の充実等を通じてその推進に努めるとともに、地域の住民が互いに助け合う行動をとることができるように、自主防災組織等の防災に関する活動の活発化の促進に努めるものとする。

(行動計画)

第十四条 県は、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第十五条 県は、県民総ぐるみ運動を総合的かつ一体的に推進するため、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が参画した推進体制を整備するものとする。

2 県は、毎年度、当該年度の前年度における県民総ぐるみ運動に関する主な施策の推進状況について議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。